

議案第141号

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和5年12月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険税条例（平成16年甲賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあつては、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前

産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該  
出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、  
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割  
額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割  
額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後  
の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間  
のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合  
には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特  
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27  
号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなけれ  
ばならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該  
出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うこ  
とができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に規  
定する事項及び第2項各号に規定する書類において明らかにすべき事項を確認す

ることができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあっては、出産の日。以下同じ。)</u>の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合にあっては、3月前)から<u>出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)</u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものと

した場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に規定する事項及び第2項各号に規定する書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第142号

甲賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和5年12月13日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市手数料条例の一部を改正する条例

甲賀市手数料条例（平成16年甲賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

戸籍手数料

区分		金額（円）
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書	1通につき	450（多機能端末機を利用する場合には、350）
戸籍電子証明書提供用識別符号 （戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1件につき	400
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	1通につき	750
除籍電子証明書提供用識別符号 （除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請	1件につき	700

求を行う場合を除く。)		
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	3 5 0
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1 件につき	4 5 0
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 4 8 条第 1 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書、同法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）若しくは第 1 2 6 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書	1 通につき	3 5 0（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1, 4 0 0）
戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき	3 5 0

付 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

甲賀市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
(手数料) 第2条 手数料の名称及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 戸籍手数料 別表第1のとおり (5)～(20) (略) 別表第1 (第2条関係) 戸籍手数料			(手数料) 第2条 手数料の名称及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 戸籍手数料 別表第1のとおり (5)～(20) (略) 別表第1 (第2条関係) 戸籍手数料		
<u>区分</u>		<u>金額 (円)</u>	<u>区分</u>		<u>金額 (円)</u>
戸籍の謄本若しくは抄本又は 戸籍証明書	1通につき	450 (多 機能端末機 を利用する 場合にあっては、350)	戸籍全部事項証明 戸籍謄本	1通につき	450 ただし、多 機能端末機 を利用する 場合にあっては、350円とする。
戸籍電子証明書提供用識別符 号 (戸籍電子証明書提供用識別 符号の発行に係る戸籍電子証 明書の請求を行う者が同時に	1件につき	400	戸籍個人事項証明 戸籍抄本	1通につき	450 ただし、多

当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。)				機能端末機 を利用する 場合にあっては、350円とする。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	1通につき	750	除籍全部事項証明	1通につき 750
除籍電子証明書提供用識別符号（除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。)	1件につき	700	除籍謄本	
			除籍個人事項証明	1通につき 750
			除籍抄本	
			戸籍一部事項証明	1通につき 350
			戸籍記載事項証明	証明事項1件につき 350
			除籍一部事項証明	1通につき 450
			除籍記載事項証明	証明事項1件につき 450
			届出・申請受理証明	法務省令で定める様式 1 1,400 通につき
				上記以外の様式 1通につき 350
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	350	戸籍法（昭和22年法律224号）第48条第2項（同法第17条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件につき 350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	450		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合	1通につき	350（婚姻、離婚、養子縁組、		

<p>合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書</p>		<p>養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1、400)</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>1件につき</p>	<p>350</p>
<p>付 則 この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>		